

特記仕様書

(現場責任者)

第1条 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、行程管理及び精度管理を総括する者として現場責任者を定め、現場責任者届を契約後7日以内に監督員に提出し確認を受けなければならない。また、この通知書の内容が変更になった場合も同様とする。

2 受託者は、現場責任者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。

3 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する管理技術者・主任技術者（下請の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。また、専任を要しない請負工事（3500万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

(取水口巡視及び除塵作業・土砂撤去)

第2条 取水口巡視は、追立ダムの取水口を対象とする。巡視を行った際に、取水設備等に枝葉や土砂等の堆積、その他異常が見受けられた場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

2 除塵作業については、ダムスクリーン前の枝葉等を対象とする。除塵作業に必要な用具は貸与する。しかし、貸与した用具が損傷した場合は、受託者の負担で修理を行うこととする。また、受託者が準備した用具を、持ち込み使用することとしても良いが、その場合は賃料損料等の設計変更の対象としない。除塵した廃棄物等は、監督員が指定する場所へ運搬すること。

3 土砂撤去については、坂州発電所上部水槽、追立ダム取水口前及び管理路等に堆積があった場合、これらを撤去する。撤去に際しては、監督員の指示により行うこと。機器操作は企業局ダム管理課職員が行うため、密に監督員と連絡及び調整を行い、実施すること。

4 撤去後の土砂について、次に掲げる場所への搬出を予定している。

受入場所：奥山残土処理場

運搬距離：8.5km

(作業報告書について)

第3条 取水口除塵作業（定期巡視含む）は月4回及び出水時期5回（計53回）、土砂撤去は、追立ダムが年2回、坂州発電所が年1回を見込んでいる。巡視及び作業を行った日を、別紙「作業報告書」に記入し、作業日と作業状況が分かる写真と合わせ、月毎に監督員へ提出すること。

(その他)

第4条 上記以外に不明な点や疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、決定すること。

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

| | | |
|---------------------|----------|------------------|
| 氏名(生年月日) | (. . 生) | 現場責任者の 顔写真を貼付 |
| 取得資格等 (取得資格があれば) | | |

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
 - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。

